

## 院内感染対策サーベイランス運営委員会における協議事項等（案）

### （運営委員会設置要綱第2条）

- 各参加医療機関より提出されたデータの精査、集計、解析、評価等に関すること
- 各参加医療機関への還元情報等に関すること
- ホームページ等で公開する解析情報等に関すること
- 各参加医療機関からの問い合わせ等に関すること
- 各参加医療機関への技術的支援等に関すること
- サーベイランス項目に関すること
- その他の院内感染対策サーベイランス事業の運営に関すること

### （院内感染対策サーベイランス実施マニュアル）

#### 2-2-2 院内感染対策サーベイランス運営委員会

データの精査をする。

一般公開用の季報及び年報等の作成の支援をする。

サーベイランスシステム改善のための助言をする。

参加医療機関に対する院内感染対策に関する支援をする。

#### 3-6 参加医療機関の登録抹消

運営委員会で協議の上、参加登録を抹消することができる。

#### 5-3 データ提出状況確認票

参加医療機関に対して、データ提出状況確認票を1年に1回発行する。

#### 6-1-1 提出データの内容確認

参加医療機関に対して提出されたデータの確認等を行うことがある。

#### 6-1-3 集計からの除外

運営委員会での決定に基づき、提出を受けたデータの一部又は全部を集計から除外することができる。

#### 6-2 データの集計と解析評価

運営委員会は、必要に応じて専門家等の意見を基に、集計・解析の項目の見直

し、追加等の検討を行う。

#### **6-4 公開情報**

集計・解析評価情報を基に、一般公開用の季報及び年報を作成し、運営委員会での承認後、院内感染対策サーベイランスホームページ上に公開する。

#### **7-2 支援の要請方法**

参加医療機関は、院内感染対策に関する支援を運営委員会に求める場合、所定の様式に沿って電子メールを送付する。

#### **8-4-2 参加医療機関により構成される研究班のデータベースの利用**

運営委員会は、申請書を審査した上で、研究班に対してデータを提供する。

#### **9-2 本マニュアルの改訂**

指導課は、運営委員会での協議を経て、必要に応じて本マニュアルの一部又は全部を改訂する。